

茨木市私立保育所等運営補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された私立保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の規定により設置された私立幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第1項の規定により認定された私立保育所型認定こども園及び私立幼稚園型認定こども園（以下「私立保育所等」という。）に対し、市が補助金を交付することにより児童福祉法第24条に基づき保育の実施を受けた児童の健全育成を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2 この補助は、次に掲げる要件のいずれかに該当する施設に対して行うものとする。

- (1) 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第103号）等により、施設及び運営が適正であると市長が認める私立保育所
- (2) 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成18年大阪府条例第88号）等により、施設及び運営が適正であると市長が認める私立幼保連携型認定こども園、私立保育所型認定こども園及び私立幼稚園型認定こども園

(補助金の種別等)

第3 補助の種別、補助要件、補助対象経費、算定基準及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市私立保育所等運営補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市私立保育所等運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の交付請求)

第6 第5の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市私立保育所等運営補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、概算払による補助金の交付を請求しなければならない。ただし、第7第2項に規定する補助金の交付時期が、第10の規定による補助金の額の確定後であるときは、当該補助金の額の確定後に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第7 市長は、第6の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適當と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

2 補助の種別ごとの補助金の交付時期は、別表第2に定めるとおりとする。

(変更の届出)

第8 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて茨木市私立保育所等運営補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、茨木市私立保育所等運営補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第6に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

(実績報告)

第9 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市私立保育所等運営補助金実績報告書（様式第6号）に歳入歳出決算書抄本を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第10 市長は、第9の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適當と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市私立保育所等運営補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の精算)

第11 第10の補助金確定通知書を受けたもので概算払による補助金の交付を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市私立保育所等運営補助金精算追加分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第16 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年2月1日から実施し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 茨木市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和58年4月1日実施）は、廃止する。
- 3 この要綱の実施前に、茨木市民間保育所運営費補助金交付要綱に基づき行われた補助金交付手続きは、この要綱の相当規定により行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成13年8月7日から実施し、平成13年6月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年3月9日から実施し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成18年3月23日から実施し、平成17年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から実施し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月28日から実施し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月9日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月12日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年6月30日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月18日から実施し、平成21年5月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月25日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年12月22日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年7月13日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月3日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月26日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月12日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月8日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月17日から実施し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から実施し、令和2年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月16日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第3関係）

補助の種別	補助要件	補助対象経費	算定基準	補助率																																														
1 障害児保育実施対策費	私立保育所等の持つ諸機能を十分活用し、障害児の受入れに努めていること。	障害児保育の実施に必要な保育士、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、子育て支援員、理学療法士及び作業療法士の人事費とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と補助基準額（年額）3,365,000円を比較して少ない方の額とする。ただし、年度途中からの保育士、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、子育て支援員、理学療法士及び作業療法士の配置については、その加配期間により算出した額とする。 なお、「大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助」又は「茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助」を受けている場合は、上記額から当該補助額を減ずる。	3/3																																														
2 保育内容充実費	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例又は大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する職員の数を超えて雇用する保育士等を配置するなど、保育内容の充実に努めていること。	左記の保育内容の充実に必要な経費（他の補助金と競合しないものに限る。）とする。	各私立保育所等ごとに毎月の初日在籍児童数（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。）に表1に定める単価を乗じて算出した合計額（以下、「当初保育内容充実費額」という）から年度の初日における1、2歳児の在籍人数の合計と施設が定める1、2歳児の定員の合計数との比較に応じ表2の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を減じ、年度の初日における1、2歳児の在籍人数の合計が施設の定める1、2歳児の定員数を超える場合はその超える人数に応じ表3に定める単価を加算して得た額、各私立保育所等が選択した表4の補助対象項目に要する経費を比較して少ない方の額とする。 ただし、令和8年度以降に施設の定める1、2歳児の定員数を超えた受入れをし、前年度と比較して在籍人数が同数の場合は、次に掲げる金額のうちいずれか多い額とする。 (1) 当初保育内容充実費額 (2) 当初保育内容充実費額を表2に定める割合で減じた額に表3に定める単価を加算して得た額 (3) 各私立保育所等が選択した表4の補助対象項目に要する経費 また、私立保育所等において次の場合は当初保育内容充実費額と、各私立保育所等が選択した表4の補助対象項目に要する経費を比較して少ない方の額とする。 (1) 1、2歳児の受入のない私立保育所等 (2) 私立保育所等の自己都合でない理由において、1、2歳児の受入が施設の定める定員数を超えてできない場合。	3/3																																														
			表1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>区分</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>0歳児</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>1歳児</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>2歳児</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>3歳児</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>4、5歳児</td> <td>7,500円</td> </tr> </tbody> </table> 表2 令和6年4月1日時点の施設の定める1、2歳児の定員数と比較した受入人数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>区分</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>同数以上の受入人数</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>同数未満の受入人数</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> ※令和7年度以降の1、2歳児の定員数が令和6年4月1日時点より増加した場合は、令和7年度以降の1、2歳児の定員数と受入人数を比較するものとする。	項目番号	区分	単価	(1)	0歳児	1,100円	(2)	1歳児	1,600円	(3)	2歳児	2,100円	(4)	3歳児	3,500円	(5)	4、5歳児	7,500円	項目番号	区分	減額率	(1)	同数以上の受入人数	1/10	(2)	同数未満の受入人数	1/3																				
項目番号	区分	単価																																																
(1)	0歳児	1,100円																																																
(2)	1歳児	1,600円																																																
(3)	2歳児	2,100円																																																
(4)	3歳児	3,500円																																																
(5)	4、5歳児	7,500円																																																
項目番号	区分	減額率																																																
(1)	同数以上の受入人数	1/10																																																
(2)	同数未満の受入人数	1/3																																																
			表3 令和6年4月1日時点で施設の定める1、2歳児の定員数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>区分</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>超過受入人数1人につき</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>昨年度と比較した超過受入人数1人につき</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※令和7年度以降の1、2歳児の定員数が令和6年4月1日時点より増加した場合は、令和7年度以降の1、2歳児の定員数と受入人数を比較するものとする。 ※(2)の補助額については、上限3,000,000円とする。	項目番号	区分	加算額	(1)	超過受入人数1人につき	150,000円	(2)	昨年度と比較した超過受入人数1人につき	1,000,000円																																						
項目番号	区分	加算額																																																
(1)	超過受入人数1人につき	150,000円																																																
(2)	昨年度と比較した超過受入人数1人につき	1,000,000円																																																
			表4 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td rowspan="9">保育環境及び内容の充実</td> <td rowspan="5">保育環境の整備</td> <td>施設の修繕及び改善に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>機器の保守及び点検に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>保育材料、備品等の購入に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td rowspan="4">安全保健衛生等</td> <td>給食材料費に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>子どもの健康診断及び保健衛生に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>災害共済等掛金に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>安全対策研修等に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td rowspan="2">外部監査等の受診</td> <td>冷凍母乳の預かりに係る費用</td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>自主監査及び第三者評価の受診に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(10)</td> <td rowspan="7">職員の待遇改善</td> <td rowspan="2">職員の雇用</td> <td>大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例又は大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する職員の数を超える職員の雇用に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(11)</td> <td>福利厚生の充実</td> <td>職員の健康診断に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(12)</td> <td rowspan="4">保育ニーズへの対応</td> <td rowspan="4">保護者負担の軽減</td> <td>教材費の購入等に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(13)</td> <td>保育所の行事に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(14)</td> <td>習い事に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(15)</td> <td>児童送迎用駐車場の賃借に係る費用</td> </tr> <tr> <td>(16)</td> <td>職員の確保</td> <td>保育士等雇用のための広告宣伝費、紹介料、委託費、職員の人事費</td> </tr> </tbody> </table> (注) 上記費用については、運営費における人件費、管理費及び事業費を超えた費用で、他の補助金と競合しないものとする。	項目番号	大項目	中項目	小項目	(1)	保育環境及び内容の充実	保育環境の整備	施設の修繕及び改善に係る費用	(2)	機器の保守及び点検に係る費用	(3)	保育材料、備品等の購入に係る費用	(4)	安全保健衛生等	給食材料費に係る費用	(5)	子どもの健康診断及び保健衛生に係る費用	(6)	災害共済等掛金に係る費用	(7)	安全対策研修等に係る費用	(8)	外部監査等の受診	冷凍母乳の預かりに係る費用	(9)	自主監査及び第三者評価の受診に係る費用	(10)	職員の待遇改善	職員の雇用	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例又は大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する職員の数を超える職員の雇用に係る費用	(11)	福利厚生の充実	職員の健康診断に係る費用	(12)	保育ニーズへの対応	保護者負担の軽減	教材費の購入等に係る費用	(13)	保育所の行事に係る費用	(14)	習い事に係る費用	(15)	児童送迎用駐車場の賃借に係る費用	(16)	職員の確保	保育士等雇用のための広告宣伝費、紹介料、委託費、職員の人事費	
項目番号	大項目	中項目	小項目																																															
(1)	保育環境及び内容の充実	保育環境の整備	施設の修繕及び改善に係る費用																																															
(2)			機器の保守及び点検に係る費用																																															
(3)			保育材料、備品等の購入に係る費用																																															
(4)			安全保健衛生等	給食材料費に係る費用																																														
(5)				子どもの健康診断及び保健衛生に係る費用																																														
(6)		災害共済等掛金に係る費用																																																
(7)		安全対策研修等に係る費用																																																
(8)		外部監査等の受診	冷凍母乳の預かりに係る費用																																															
(9)			自主監査及び第三者評価の受診に係る費用																																															
(10)	職員の待遇改善	職員の雇用	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例又は大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する職員の数を超える職員の雇用に係る費用																																															
(11)			福利厚生の充実	職員の健康診断に係る費用																																														
(12)		保育ニーズへの対応	保護者負担の軽減	教材費の購入等に係る費用																																														
(13)				保育所の行事に係る費用																																														
(14)				習い事に係る費用																																														
(15)				児童送迎用駐車場の賃借に係る費用																																														
(16)		職員の確保	保育士等雇用のための広告宣伝費、紹介料、委託費、職員の人事費																																															
3 職員研修費（国基準）	国の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱の保育の質の向上のための研修等事業及び保育士等キャリアアップ研修事業に定める要件を有していると認められる私立保育所等	左記の事業実施に必要な研修費（交通費等を除く。）とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ないほうの額とする。補助上限については、次の算式により計算して得た補助基準額を比較して少ない方の額とする。 10,000円×職員数	3/3																																														
職員研修費（市基準）	職員の資質の向上を目的とした自園等での研修事業を行う私立保育所等 ※上記職員研修費（国基準）を申請する場合は対象外	左記の事業実施に必要な研修費（交通費等を除く。）とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と次の算式により計算して得た補助基準額を比較して少ない方の額とする。 5,000円×職員数	3/3																																														

4	子育てサポート保育士事業費	子育て支援を推進するため、保育士を配置し、相談、指導、助言等を行うとともに入所児童の家庭支援を実施すること。	左記の事業実施に必要な保育士の人事費とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と2,400,000円を比較して少ない方の額とする。	2／3						
5	小学校低年齢児童受入事業費	私立保育所等の持つ諸機能を十分活用し、本市に居住する小学生を放課後に受け入れている私立保育所等（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項の規定による放課後児童健全育成事業の届出をした私立保育所等を除く。）	左記の事業実施に必要な経費とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と次の表に規定する補助基準額（年間限度額をいう。）を比較して少ない方の額とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>事業内容</th> <th>補助基準額</th> </tr> <tr> <td>本市の学童保育開室時間と同等以上実施するもの</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>300,000円</td> </tr> </table>	事業内容	補助基準額	本市の学童保育開室時間と同等以上実施するもの	600,000円	その他	300,000円	3／3
事業内容	補助基準額										
本市の学童保育開室時間と同等以上実施するもの	600,000円										
その他	300,000円										
6	保育士の市立基準対数配置費	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例又は大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する1歳児の保育士の配置基準を公立保育所と同基準にする私立保育所等	左記の事業実施に必要な保育士、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の人事費とする。ただし、1人分に限る。	各私立保育所等に補助対象経費の実支出額と補助基準額（年額）3,365,000円を比較して少ない方の額とする。ただし、特定教育・保育等に要する費用の額（公定価格）上の1歳児配置加算を受けている場合は、上記額から加算額を減ずる。また、年度途中からの保育士、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の配置については、その配置期間により算出した額とする。	3／3						
7	保育体制強化事業	保育利用定員が91人以上の私立保育所等で、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育体制強化事業に定める要件を有していると認められる私立保育所等	左記の事業実施に必要な経費とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3／3						
	保育体制強化事業 ただし、次の事業に限る。 (1) 園外活動時の見守り等を行う業務を委託等する事業 (2) 一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する事業（市長が必要と認めるものに限る。）	保育利用定員が90人以下の私立保育所等で、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育体制強化事業に定める要件を有していると認められる私立保育所等	左記の事業実施に必要な経費とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3／3						
8	保育補助者雇上強化事業	保育利用定員が91人以上の私立保育所等で、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育補助者雇上強化事業に定める要件を有していると認められる私立保育所等	左記の事業実施に必要な経費とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3／3						
9	耐震診断事業費	昭和56年5月31日以前に建築された、2階建て、延べ床面積が500m ² 以上の面積を有する建築物の耐震診断（1次診断）を行う私立保育所等	左記の事業実施に必要な経費とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と次の算式により計算して得た補助基準額を比較して少ない方の額とする。 800円×延べ床面積	3／3						
10	被災児童受け入れ事業費	被災した児童を受け入れた場合で、茨木市からの要請に基づき、主食費、延長保育料等を免除すること。	左記の免除した額とする。	各私立保育所等ごとに定められた主食費、延長保育料等の額とする。	3／3						
11	病児保育事業費	子ども・子育て支援交付金交付要綱の病児保育事業に定める要件を有していると認められる私立保育所等	左記の事業実施に必要な経費とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3／3						
12	基本改善事業費	国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育環境改善等事業に定める要件を有していると認められる私立保育所等	左記の事業実施に必要な経費とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3／3						
13	環境改善事業費	国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育環境改善等事業に定める要件を有していると認められる私立保育所等	左記の事業実施に必要な経費とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3／3						
14	延長保育事業費	国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の延長保育事業に定める要件を有していると認められる私立保育所等	左記の事業実施に必要な経費とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3／3						
15	保育士宿舎借上げ支援事業費	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育士宿舎借上げ支援事業に定める要件を有していると認められる私立保育所等	左記の事業実施に必要な経費（未入居の月に係る経費を除く。）とする。ただし、市長が別に定める戸数を上限とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額（入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、実支出額から宿舎使用料として徴収している額を減じた額）と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3／4						
		保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育士宿舎借上げ支援事業に定める要件（事業の対象者に関する要件を除く。）を有していると認められる私立保育所等	左記の事業実施に必要な経費（未入居の月に係る経費を除く。）とする。ただし、1戸分に限る。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額（入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、実支出額から宿舎使用料として徴収している額を減じた額）と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	1／2						
16	医療的ケア児保育支援事業	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の医療的ケア児保育支援事業に定める要件を有していると認められる私立保育所等	左記の事業実施に必要な経費とする。	各私立保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3／3						

別表第2（第7関係）

	補 助 の 種 別	交 付 時 期
1	障害児保育実施対策費	6月、8月、11月、翌年3月
2	保育内容充実費	6月、8月、11月、翌年3月
3	職員研修費	翌年4月
4	子育てサポート保育士事業費	6月、8月、11月、翌年3月
5	小学校低年齢児童受入事業費	翌年4月
6	保育士の市立基準対数配置費	6月、8月、11月、翌年3月
7	保育体制強化事業	6月、8月、11月、翌年3月
8	保育補助者雇用強化事業	6月、8月、11月、翌年3月
9	耐震診断事業費	翌年4月
10	被災児童受け入れ事業費	翌年4月
11	病児保育事業費	6月、8月、11月、翌年3月
12	基本改善事業費	事業完了の翌月
13	環境改善事業費	6月、8月、11月、翌年3月
14	延長保育事業費	6月、8月、11月、翌年3月
15	保育士宿舎借上げ支援事業費	6月、8月、11月、翌年3月
16	医療的ケア児保育支援事業	6月、8月、11月、翌年3月

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市私立保育所等運営補助金交付申請書

茨木市私立保育所等運営補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業の内容

種 別	金 額	種 別	金 額

2 交付申請額

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書（原本証明）

様式第2号（第5関係）

茨木市指令 第 号

所在 地

団 体 名

代表者名

様

茨木市私立保育所等運営補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市私立保育所等運営補助金は、次の
条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

茨木市私立保育所等運営補助要綱に定める目的以外に使用してはならない。

年 月 日

茨木市長

様式第3号（第6関係）

年　　月　　日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

印

茨木市私立保育所等運営補助金交付請求書

年　　月　　日付け茨木市指令 第　　号で交付決定通知のあった
茨木市私立保育所等運営補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業の内容

種 別	金 額	種 別	金 額

2 金 額（概算額）

様式第4号（第8関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

所在 地
団 体 名
代表者名

茨木市私立保育所等運営補助金交付変更承認申請書

年　　月　　日付け茨木市指令 第　　号に係る茨木市私立保育所等運営補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業の内容

種 別	金 額	種 別	金 額

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額

5 変更後交付申請額

6 差引増減額

様式第5号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在 地

団 体 名

代表者名

様

茨木市私立保育所等運営補助金交付変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市私立保育所等運営補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

茨木市私立保育所等運営補助要綱に定める目的以外に使用してはならない。

1 交付決定額 円

2 変更増減額 円

3 変更交付決定額 円

年 月 日

茨 木 市 長

様式第6号（第9関係）

年　　月　　日

（報告先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市私立保育所等運営補助金実績報告書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で交付決定通知を受けた
事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金概算支払額
- 4 補助金精算額
- 5 補助事業の成果
- 6 添付書類
(1) 収支決算書抄本

様式第7号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地

団 体 名

代表者名

様

茨木市私立保育所等運営補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市私立保育所等運営補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額	円
2 補助金概算支払額	円
3 補助金確定額	円
4 補助金差引額	円

年 月 日

茨木市長

様式第8号（第11関係）

年　　月　　日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

印

茨木市私立保育所等運営補助金精算追加分交付請求書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で確定通知のあった運営
補助金精算追加分を次のとおり請求します。

1 補助対象事業の内容

種 別	金 額	種 別	金 額

2 補助金交付決定額（概算額）

3 補助金概算支払額

4 補助金確定額

5 精算追加分請求額